

行事内容

- ①記念式典
- ②記念講演(宇和島鉄道の歴史)
- ③記念演奏(合唱団による宇和島鉄道唱歌合唱、ブラズバンド演奏など)
- ④記念展示(鉄道写真・機関車模型など)
- ⑤ミニSL体験乗車(雨天中止)

※別途、記念植樹も計画しています。

問い合わせ

宇和島鉄道全線開通90周年記念事業実行委員会事務局
☎42-0180(天野)
☎42-11738(山本)

全国一斉!

法務局休日相談所

松山地方法務局宇和島支局では、町民の皆さまに法務局をより身近に感じていただくため、「全国一斉!法務局休日相談所」を開設します。

日時

10月6日(日) 10時~15時

場所

宇和島市天神町4番40号
松山地方法務局宇和島支局

内容

登記、境界、戸籍、供託、人権問題、遺言および公正証書に関する相談

担当者

法務局職員・公証人・人権擁護委員・司法書士・土地家屋調査士

問い合わせ

松山地方法務局
宇和島支局
☎0895-22-0770

大事な契約や遺言などは公正証書に

10月1日~7日は「公正週間」です。

公正証書では、当事者の依頼により、金銭の貸借、不動産の売買・賃貸、損害賠償や慰謝料の支払いなど各種の契約書(公正証書)を作成しています。

公正証書には、判決書と同様に、差押えや取立ての効力があります。遺言書も公正証場で作成しておくこと、家庭裁判所の検認という手続を受けることなく効力が認められます。

そのほか、会社の設立のための定款や私署証書の認証、確定日付の付与などの事務を行っています。

法律行為の確実を期すためには、公正証書を作成したり、認証を受けることをお勧めします。

公正証書では、いつでも公正証書に關しての法律相談を行っており、相談は無料です。

問い合わせ

宇和島公正証役場
☎0895-25-2292

辞める前に相談を!

働き続けるために、早めに相談を行い解決しましょう。

職場でセクシュアルハラスメントを受けて困っている。

・セクシュアルハラスメント被害にあっているが、相談場所がない。

・セクシュアルハラスメント被害を会社に相談したが、取り合ってもらえない等

※後で役立つように日時、場所、セクハラ内容等の具体的な状況の記録を取っておきましょう。

事業主の皆さまからの相談も受け付けています。(具体的な対防止策・規定の作成・相談対応など)

※相談無料

※匿名可・秘密厳守

相談受付

月~金曜日

8時30分~17時15分

※土日祝祭日・年末年始を除く

問い合わせ

愛媛労働局雇用均等室
☎089-935-5222

愛媛県消費生活センターからのお知らせ

新聞契約して景品をもらったが…?!

■新聞の訪問販売(勧誘)について

新聞の訪問販売に関する相談は、この10年間毎年全国で1万件前後寄せられています。全体数は大きく変わってはいませんが、契約者の平均年齢は年々高くなっており、中でも60歳以上の割合が3割から5割強に増えてきています。

内容については、高齢者なのに10年以上の長期間の契約や数年後からの契約をさせられたものや、入院などを理由に解約を申し出ると、高額な解約料や景品代を請求されるといったものです。

また、契約時に法律(不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法))で定められる範囲(取引の価格の8割または6ヵ月分の新聞代の8割のいずれか低い金額)を超える景品を提供し、解約を申し入れると景品を買って返すように求められた事例もあります。

■被害にあわないために

トラブル防止の観点からも安易に数年間の契約や数年後からの契約はしないことです。

景品の金額が高そうなときは、さらに契約に慎重になる必要があります。

解約の場合に、解約の条件などがどうなっているかを契約前に確認しておくこともトラブルを避けるために必要です。

アンケートといいながら契約書にサインさせる悪質な手口もあるので、落ち着いて書類を確認しましょう。

訪問販売のため、クーリング・オフができる場合がありますので、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

問 役場 産業課 商工観光係 内線2213

愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700